

總行行第61号  
令和8年2月13日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎管理等担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎管理等担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

### ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の 価格基準について（通知）

標記の件について、別添1のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準についての周知依頼がありました。

総務省においては、地方公共団体に対し、原則として全ての請負契約に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するよう要請してきたところですが、令和7年9月に公表した低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査結果では、工事請負契約以外の契約について制度の導入が進んでいないことが明らかとなり、また、この理由として、制度導入に当たつてのノウハウがないといった課題が挙げられているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省において、別添2のとおり、ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について、現場業務の適切な履行に必要な経費の目安が定められましたので、当該基準を参考に、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきますようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

健生衛発 0213 第3号  
令和8年2月13日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の調達における  
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について（依頼）

『「強い経済」を実現する総合経済対策』（令和7年11月21日閣議決定）においては、官公需の価格転嫁の徹底の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について「事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する」とされています。

この度、ビルメンテナンス業務の調達において、地方公共団体が導入する低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について、現場業務の適切な履行に必要な経費の目安として別添のとおり定め、通知を発出いたしました。

当該通知に基づく対応を適切に実施するためには、会計担当課や契約担当課のみならず、庁舎管理部局等も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において当該通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

<別添資料>

各都道府県会計担当課長・契約担当課長及び各市区町村会計担当課長・契約担当課長宛  
て通知（令和8年2月13日付け健生衛発0213第2号生活衛生課長通知）

各都道府県会計担当課長  
各都道府県契約担当課長  
各市区町村委会計担当課長  
各市区町村契約担当課長

} 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

ビルメンテナンス業務の調達における  
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について

『「強い経済」を実現する総合経済対策』（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）においては、官公需の価格転嫁の徹底の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について「事業所管省庁において主要な業種の価格基準を 2025 年度中に策定する」とされています。

「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）においては、各制度を導入できる場合においては、原則として全ての入札において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入することとしているところです。

この度、ビルメンテナンス業務（注）の調達において、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について、現場業務の適切な履行に必要な経費の目安として下記のように定めたので、業務内容や地域の実情等に応じ、適切に活用していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものです。

（注）主として庁舎等の建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む。以下同じ。

記

ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

- （1）直接人件費の額
- （2）直接物品費の額
- （3）業務管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- （4）一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

なお、本基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表する「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」、「建築保全業務労務単価」等の技術基準等をベースに設定したものであり、「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」においても、予定価格の積算に当たっては当該技術基準等を適切に活用することとしている。